

住民票の写し等第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどを交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料
手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この、「社会保険料控除」をうけるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確定申告の際にご利用ください。(ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。)

- 11月に送付された方…平成25年1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付された方。
- 2月に送付される方……平成25年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

問合せ

控除証明書専用ダイヤル(平成26年3月14日(金)まで)
☎0570-070-117 (IP電話等の方は、☎03-6700-1130)
* 祝日、12月29日～1月3日は、ご利用できません。

住基ネット関連サービス停止のお知らせ

停止日時 12月24日(火)～27日(金)

停止事務

- (1) 住民基本台帳カードの新規申請
- (2) 住民基本台帳カードの継続利用
- (3) 住民基本台帳カードの一時停止・一時停止解除・廃止
- (4) 住民票の写しの広域交付
- (5) 特例による転入、転出届
- (6) 電子証明に関する手続き

停止理由 住基ネット機器入替作業のため
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1221

ひとり親家庭等医療費助成制度について

母子・父子家庭、または親にかわってそのお子様を育てている養育者家庭の方が医療費保障制度で医療機関等にかかったときに、支払った医療費の一部を助成する制度です。

* 助成を受けられる方

- ・ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)とその母・父または養育者。(ただし、所得制限があります。)

* 助成額

住民税課税の場合……自己負担額から通院1,000円/月(医療機関ごと)、入院1,200円/日を引いた額が助成額となります。
住民税非課税の場合……自己負担額が助成額となります。
(薬剤一部負担金は、課税・非課税に関係なく全額支給です。)

※この制度を受けるためには手続きが必要ですので、お問合せください。

問合せ 住民福祉課 福祉医療担当
☎82-1221

社会保険料控除となる平成25年国民健康保険税について

所得申告または年末調整の控除申請に国保税額の証明を必要とする方は、証明書を発行いたしますので、保健衛生課国民健康保険担当(☎82-1777)までお問合せください。